



毎月勤労統計調査および特別調査にご協力を！



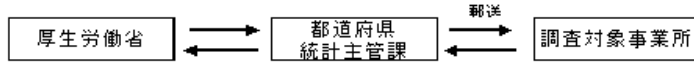
毎月勤労統計調査とは？

賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的に厚生労働省が実施する調査です。その前身も含めると大正12年から始まり、昭和22年からは国の基本的かつ重要な統計調査として、指定統計に指定されています。(指定統計第7号)

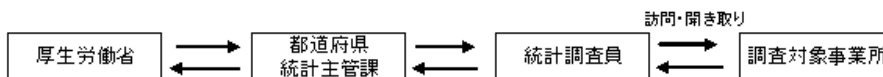
毎月勤労統計調査は、常用労働者5人以上の事業所を対象として毎月実施する全国調査及び都道府県別の実施する地方調査のほか、常用労働者1～4人の事業所を対象として年1回7月分について特別調査を実施しています。

調査方法は？

* 常用労働者が30人以上の事業所(第一種事業所)



* 常用労働者が5～29人の事業所(第二種事業所)、常用労働者が1～4人の事業所(特別調査)



第一種及び第二種事業所については、この他にインターネット回線を利用した「毎月勤労統計調査オンラインシステム」でも提出ができます(<https://www2.mls.go.jp/>)。

調査対象事業所の選定方法は？

日本全国にある全ての事業所を調査する方法もありますが、それでは時間もお金もかかりすぎます。毎月勤労統計調査では、調査する事業所について、それが全国の縮図となるように一定の精度を保つ標本数を確保しつつ、無作為に事業所を選ぶ方法を採用しています。

なお、調査対象事業所については一定期間をおいて見直しを行っています。

調査に答える義務はあるの？

統計法第5条では、国の重要な統計調査である指定統計調査について、「人又は法人に対して申告を命ずることができる」と規定しています。(申告の義務)また、同法第19条では、「申告をせず、又は虚偽の申告をした者」、「申告を妨げたもの」に対して、「6箇月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金に処する」と規定しています。

秘密は守られるの？

調査対象となった人や法人には調査を回答する義務がある一方、安心して調査に協力できるよう、調査員を始めとする調査関係者に対しては、調査で知り得た内容について秘密を保護することが統計法第14条で規定されています。また、「調査票を統計上の目的以外に使用してはならない」ことが統計法第15条で厳しく規定されています。

「毎月勤労統計調査」の調査票は集計して調査結果を得るためだけに使われ、税金徴収の資料や労働局の調査などに使われることは絶対にありません。なお、「統計法」に基づき実施する指定統計調査である毎月勤労統計調査の申告義務は「個人情報保護法」によって免除されるものではありません。

調査結果はどのように使われるの？

毎月勤労統計調査の結果は、経済指標の一つとして景気判断や、都道府県の各種政策決定に際しての指針とされるほか、雇用保険や労災保険の給付額を改定する際の資料として、また、民間企業等における給与改正や人件費の算定、人事院勧告の資料とされるなど、国民生活に深く関わっています。さらに、日本の労働事情を表す資料として海外にも紹介されており、その重要性は高いものとなっています。

特別調査とは？

毎月勤労統計調査のほか、常用労働者1～4人の事業所を対象として年1回7月分について行っている調査のことです。

常用労働者1～4人を雇用する事業所における常用労働者の平成19年7月分の賃金、労働時間及び雇用の状況について全国規模で調査します。

調査結果は、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として、また民間企業等における給与改正や人件費の算定の資料とされる等、国民生活に深い関係を持っており、その重要性は高いものとなっております。調査対象事業所は、統計調査の理論に従って無作為に選ばれており、また、一定期間をおいて見直しています。

調査対象として選定された事業所には、調査の期間中(8月～9月)に都道府県知事より任命された統計調査員がお伺いいたします。統計調査員は地方公務員であり、都道府県知事が発行した「統計調査員証」を携帯しています。

特別調査の回答義務や、得た情報についての秘匿義務は、毎月勤労統計調査と変わりありません。

事業者のみなさま、ご協力よろしくお願ひいたします。